

改正

令和 8 年 3 月24日規則第15号

岩国城索道条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩国城索道条例（平成18年条例第155号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(乗車券)

第 2 条 乗車券の種類は次のとおりとし、山頂駅、山ろく駅及び市長の指定する場所において発売する。

(1) 一般乗車券

ア 大人片道乗車券

イ 小人片道乗車券

ウ 大人往復乗車券

エ 小人往復乗車券

オ 団体乗車券

(2) 連絡乗車券

ア 大人往復乗車券

イ 小人往復乗車券

ウ 団体往復乗車券

(3) セット乗車券

ア 大人往復乗車券

イ 小人往復乗車券

(混合団体旅客運賃)

第 3 条 大人及び小人の混合団体旅客運賃の計算方法は、条例別表の団体旅客運賃にそれぞれの人員を乗じて得た額の合計額とする。

(団体乗車補助券)

第 4 条 第 2 条各号に規定する団体乗車券及び団体往復乗車券を発売する場合において、市長が必要と認めるときは、乗車人員に応じた団体乗車補助券を発行することができる。

(私製乗車券の発行)

第 5 条 市長は、私製乗車券の発行を許可することができるものとする。

2 前項の規定による私製乗車券の発行に関しては、岩国城条例施行規則（平成18年規則第119号）第 5 条の規定を準用する。この場合において、同条中「入場券」とあるのは「乗車券」と読み替えるものとする。

(運賃の減免)

第 6 条 条例第 8 条の規定による運賃の減免は、次に定めるところによる。

(1) 岩国城の運営管理のため乗車する者 全額免除

(2) 岩国城条例施行規則第 6 条第 1 項第 2 号アからウまでに規定する者 条例別表普通旅客運賃一般料金の 5 割を減額

- 2 前項に規定するもののほか、市長が特別の理由があると認めた者について、その都度定める額を減額し、又は免除する。
- 3 前2項の規定により運賃を減額した場合において、減額後の金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第1号において運賃を全額免除したときは、無料乗車証を発行するものとする。
(優待券及び招待券)

第7条 市長は、必要と認める者に対して、優待券又は招待券を発行することができる。
(乗車券等の検札及び回収)

第8条 乗車券等の検札及び回収については、岩国城条例施行規則第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「入場者」とあるのは「乗客」と、「入場」とあるのは「乗車」と、「入場券」とあるのは「乗車券」と、「入場券等」とあるのは「乗車券等」と読み替えるものとする。
(手荷物の点検)

第9条 乗客が手荷物又は手回品中に危険物を収納しているおそれがあるときは、その乗客の立会いを求めて点検することができる。

- 2 前項の規定による手荷物又は手回品の点検に応じない者は、乗車することができない。
(車内持込禁止品)

第10条 次の各号のいずれかに該当するものは、車内に持ち込むことができない。

- (1) 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第40条に規定するもの
- (2) 死体
- (3) 動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び索道技術管理者が認めたものを除く。）
- (4) 他の乗客に迷惑をかけるおそれのあるもの
- (5) 車両を破損するおそれのあるもの
(乗車券等の様式)

第11条 乗車券、無料乗車証及びこれらに類するものの様式は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（令和8年3月24日規則第15号）

この規則は、令和8年9月1日から施行する。